

基本計画部会第2ワーキンググループ
平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
社会保障全般に関する統計の充実 （第2WG）	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 ◇ 本文には、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標の重要性や、当該統計と各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上についての検討について記述。 ◇ 別表には、「社会保障給付費」について、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討するよう記述。また、本項目に関連した社会保障給付費（加）の基幹統計化の必要性を別紙に記述。 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上 ◇ 本文には、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計。）を公的統計として位置付けることを検討するよう記述。 ◇ 別表には、OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の検討について記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】 ○ 各種の国際基準に基づく統計の整合性については、平成23年度の施行状況審議において「実施済は妥当」との判断が示されている。 ○ 社会保障給付費（加）の基幹統計化については、OECD基準表による集計を充実させるとともに、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」公表したことから、「実施済」との自己評価。 【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】 ○ SHA手法が未だ確立されていないことから、国民医療費の精度向上及び集計結果の拡充に係る取組を実施したとして「実施済」の自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】 ○ 基幹統計化を含め、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、現行計画に掲げられた所期の目的を達成しているものと評価。一方で、一層の公表時期の早期化や、項目の細分化など、集計の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、医療、福祉及び介護関係統計については、統計の利便性、有用性等の観点から調査体系を明らかにすることが必要。 【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】 ○ 行政記録情報を活用するなどして、国民医療費の精緻化・集計の拡充を図っていることは評価。また、OECDのSHA手法が開発途上であることから、公的統計化の結論を得るに至っていないこともやむを得ないものと判断。一方で、今後もOECDにおけるSHA改定に積極的に関与することを期待。

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」については、国民の暮らしに密接に関係するという観点から「社会保障全般に関する統計の充実」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実を目指す。 <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会保障費用統計」については、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ公表時期の早期化や、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化について検討する。 ○ 医療、福祉及び介護関係統計については、統計の利便性、有用性等の観点から、関連する調査について調査体系の全体像を整理することが必要。 ○ 国民医療費については、その重要性に鑑み、一層の精度向上及び集計結果の拡充を図るとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与することが必要。
<p>備考(留意点等)</p>	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>人口減少社会に対応した統計の充実 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、少子高齢化の進展に対応するため、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、関連統計の整備について検討するよう記述。 ◇ 別表には、①配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築や大規模標本調査による把握可能性、②就業と結婚、子育てと介護等に関係する統計の調査事項の追加、③21世紀出生児縦断調査及び成年者縦断調査における新たな標本の追加、④住民基本台帳人口移動報告における地域別集計の拡充、⑤「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成次期の変更、⑥人口動態調査における集計の充実の検討について記述。また、⑦別紙には現在推計人口及び生命表の基幹統計化を検討するよう記述。 <p>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という社会の変化を背景に、家計及び個人消費に関する統計調査における個計化の把握やモニター方式の採用を検討するよう記述。 ◇ 別表には、①家計収支における個計化のよりの確な把握、②全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の採用、③社会生活基本調査における地域コミュニティー活動等に関する調査項目及び集計内容の充実、④国民生活基礎調査の標本拡大のための試験調査の実施やクロス分析の充実、⑤住宅・土地統計調査の見直しの検討について記述。 <p>(9) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 別表には、平成22年国勢調査の実施状況を踏まえた更なる改善の検討について記述。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】 ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、①、④、⑥及び⑦(生命表)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。 【暮らし方の変化に対応した統計の整備】 ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「国民生活基礎調査」における標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、③及び④(クロス分析)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。 【その他】 ○ 平成27年国勢調査の実施に向けた取組を実施したとして「実施可能」との自己評価。

<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価する。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いや地方公共団体における推計との整理を含め、引き続きその検討状況を注視する。 <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民生活基礎調査」の標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。この試験調査については、標本規模に加え、調査系統や調査票の見直し等の基礎的なデータを提供するものであり、調査全般の見直しに不可欠との認識。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」については、共に少子高齢化等を背景とするものであり、社会構造の変化をよりの確に把握するという観点から、「人口減少社会に対応した統計の充実」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実を目指す。 ○ なお、社会構造の変化が特定年齢層に与える影響をよりの確に把握するための表章の充実や、試験調査の実施を踏まえた統計調査の見直しに当たっては、公的統計としての精度の確保や、報告者・実査機関の負担の軽減等にも配慮した検討・検証が必要との新たな課題も認められる。 ○ 国勢調査は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計であり、各種行政施策の算出根拠として利用されるほか、個人や世帯を対象とする各種標本調査の母集団情報として活用されている。さらに、人口減少社会を迎え、人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化している中で、国勢調査の重要性はますます高まっていることから、より信頼性の高い統計として、データ提供が求められている。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。 ○ 人口・社会統計において、統計調査結果の有用性向上の観点から、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにするため、サンプルサイズからの結果精度や記入者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施・年齢区分の見直しなどについて検討する。 ○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）は対象者が中学生になったことを勘案し、今後のあり方について検討する。 ○ 社会生活基本調査については、国際比較可能性向上の観点から、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民生活基礎調査」については、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となる標本規模の拡大について、試験調査の実施とその結果を踏まえて検討する。 ○ 平成27年国勢調査については、社会構造や調査環境の変化に対応した取組を着実に推進する観点から、引き続き、オンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努めることが必要である。なお、同調査におけるオンライン調査等の実施状況については、その効果及び影響等を十分に検証し、次回調査の企画検討に活用することも必要。
備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各歳表章などの表章の充実については、統計の有用性向上の観点から、人口・社会統計以外の統計についても、可能なものについて、次期基本計画全体の基本的な視点（経済・社会の環境変化への対応）の要素の一つとして整理。 ・ 現在推計人口については、現行基本計画の別表（別紙）の廃止に伴い、本項目の課題として整理。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査のオンライン調査導入の効果等に係る情報提供については、第3WGにおける「オンライン調査の推進」で整理。 ・ 国勢調査については、現行基本計画では別表のみの記述となっているが、その重要性の高さに鑑み、今後も注視していく必要があることから、本項目の課題として整理。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>その他 (第2WG)</p>	<p>◇ 本文に以下のとおり記述。 第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 イ 取組の方向性 このため、<u>男女共同参画の視点を踏まえつつ</u>、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、・・・(中略)・・・</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>—</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ ジェンダー統計については、公的統計の作成・提供に当たって重要な視点と評価。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 「第三次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）等においては、男女別データの整備、各種の政府の計画におけるPDCAサイクルへの反映を始めとするジェンダー統計に関する取組を記述。「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置づけ。</p> <p>○ 内閣府男女共同参画局が政府の策定する基本的な計画・大綱等に関連する統計（当該計画等で設定されている人を対象とする成果目標の根拠となっているもの）について調査した結果によれば、基幹統計では既に男女別表章が行われており、一般統計の一部において未実施となっているものの、作成府省が報告者の負担等を考慮した判断。また、一部の業務統計については、集計の基礎となる申告書・届出書等に男女の別があり、かつ、集計しているものの、その結果を表章していないケースや、報告者負担の軽減や男女別把握の必要性がないと判断したといった理由から男女別情報を把握していないケースが認められるとの報告。</p> <p>○ 以上のような状況から、調査統計にとどまらず、業務統計を含めた公的統計の提供に当たって基本的な視点の一つとして整理。 <基本的な考え方></p> <p>○ 次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への対応」の中で整理。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<p></p>

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 ◇ 本文には、学校教育を取り巻く環境変化に的確に対応する観点から、学校教育関連統計の改善について検討するとともに、教育機能の総合的な把握の観点から、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析できるようにするための関連統計の整備を検討するよう記述。 ◇ 別表には、①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等について比較可能性向上、②学校保健統計調査における調査項目の追加、調査方法や調査票の改善、③関連統計における学歴等の教育関連項目の追加、④学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の整備及び⑤子どもの学習費調査における調査項目追加について検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①、④及び⑤については、結論は得られていないものの、現行計画期間中にはそれぞれ所要の取組を行うとして「実施予定」の自己評価。また、③（船員労働統計関係）については、「海技免許の資格」区分が重視されるという船員労働の特殊性や、報告者負担等を考慮し「実施困難」と自己評価。なお、②については、平成23年度の施行状況審議において、有識者による検討結果や健康診断票の電子化等の状況を踏まえ、「実施困難は妥当」と、また、③（総務省・厚生労働省分）については、「実施済は妥当」との判断。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 「実施予定」及び「実施困難」と自己評価している事項についても、真摯に改善・検討を実施していることは評価。また、自己評価も妥当。ただし、①については改善が図られているものの更なる改善余地が認められること、④及び⑤については検討途上であることから、引き続きその対応を注視することが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 「実施予定」とされている事項については、社会問題となっている「いじめ」の実態や、教育機能・経済負担等をよりの確に把握する上で重要な取組であることから、現行計画期間中における対応を注視するとともに、引き続き発展・充実を進めていく必要がある。</p> <p>○ また、教育行政に関しては、現在、「教育再生実行会議」（平成25年1月15日閣議決定）の第二次提言（平成25年4月15日）を受け、中央教育審議会において、教育委員会制度等の在り方について審議が進められており、その審議状況を見極めつつ、適切に社会教育調査に反映させる必要があることから、平成26年度に予定されていた「社会教育調査」（基幹統計）の実施を延期することとなった。このため、その審議結果も踏まえた同調査の見直し、充実も必要と認められる。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査については、客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</p> <p>○ 学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施については、予算の確保や実施体制、費用対効果などの多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性についての検討を行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの学習費調査については、記入者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握が可能となるよう調査事項の見直しを検討する。○ 社会教育調査については、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利用・運営状況など新たな観点も含め、生涯学習という広い視野からの統計整備を検討する。
備考(留意点等)	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化の進展に対応した統計の整備 （第2WG）	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、定住傾向が強まっていることを背景に、これら在住外国人に対する各種行政サービスを適切に提供する観点から、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討するよう記述 ◇ 別表には、①適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、在留外国人統計及び出入国管理統計における集計の充実についての検討、②人口動態調査における外国人についての集計の充実について検討するよう記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①については、出入国管理統計（月報）の国籍拡充（平成25年1月分から）は「実施済」、在留外国人統計の在留目的等拡充（平成25年末から）は「実施可能」、出入国管理統計（年報）の国籍及び入国目的等の拡充（平成26年末から）は「実施予定」との自己評価。 ○ ②については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断が示されている。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①については、一部「実施可能」及び「実施予定」と自己評価されている部分もあるが、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「実施予定」と自己評価されている部分については、既に月報において取組が進められている事項の年報での対応であり、予定どおり取り組まれることが確実。また、本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。
備考（留意点等）	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 （第2WG）</p>	<p>第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 ◇ 本文では、近年増加を続けている非正規雇用の実態や、事業所の開設・廃止による雇用増減への影響を把握する必要性を記述。 ◇ 別表では、労働市場の実態をよりの確に把握する観点から、①有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善、②実労働時間のより適切な把握のための調査事項の見直し、③社会生活基本調査における労働時間その他の生活時間の分析のための調査事項の追加、④雇用創出・消失指標の公表、⑤非正規雇用の実情を継続的に把握するための統計調査の実施、⑥労働力調査の前年同期のフローデータの集計・公表、⑦ハローワーク以外ルートを含めた総合的な労働需給動向の把握可能性等を検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①、④～⑦については、それぞれ所要の取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、②及び③については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。一方で、同一企業内における雇用形態の転換や、失業者の定義に係る国際基準の見直しに伴う対応などの動向を注視することが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 非正規雇用問題については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月24日閣議決定）などに基づき、厚生労働省を中心に今後の非正規雇用対策の指針として、「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめ、取組の推進を図っている。さらに、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実を図る必要性が一層高まっている。</p> <p>○ また、平成25年10月に決議予定の国際労働機関（ILO）における就業、失業等に関する国際基準の見直しに伴い、関連統計の対応も必要となっている。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。</p> <p>○ 国際比較可能性の向上の観点から、ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。なお、定義の変更に当たっては、時系列比較の観点にも配慮する。</p>

備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none">・ 上記①から派生した「雇用者に関する用語」の整理（概念・定義の整理を含む。）については、「労働者の区分等の見直し」として別に整理。
----------	--

平成 24 年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>労働者の区分等の見直し (第2WG)</p>	<p>平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書</p> <p>iv) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務省(政策統括官室)は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係がわかるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。 2 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。 3 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。 4 総務省(政策統括官室)は、上記2及び3の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1については、報告書及びホームページにより情報を提供しており、所期の目的を達成しているものと評価 ○ 2については、厚生労働省から提示された「新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点～」が認められた。 ○ 3については、引き続き取組の進捗を注視することとなった。
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者の区分等について、非正規雇用の実態等のよりの確かな把握及び各種調査の比較可能性の向上を図ることを目的として、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までに実施する検証結果[*]を基に、以下の措置を講ずる。 <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成26年度早期に区分等の見直しに向けた府省横断的な情報共有・検討の場を設置し、厚生労働省の検証結果を基に、今後の関係府省における検証・検討のポイント等を整理する。 ② 関係府省は、上記①の結果を踏まえ、所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。 ③ 上記②の検証結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容について結論を得る。 ④ 関係府省は、上記③の結論を踏まえ、順次所管調査の見直しを行う。

備考(留意点等)

※「前2か月18日以上雇用されている者の取扱い」及び「有期・無期の区分」の変更に伴う、政策や結果の時系列比較への影響や実査可能性を検証する。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>その他 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他 ◇ 別表には、①医療施設調査及び患者調査における行政記録情報の活用、②犯罪被害実態（暗数）調査における精度向上について検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。なお、②については、標本数を従来の3000人から1000人増加し、4000人に拡充するとともに、調査事項の見直し等を実施し、精度向上を図ったことから、「実施済」との自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	